第91回基本方針策定タスク 議事録（案）

1. **日　時**：2026 年 9 月 14 日（月）13 時 30 分～16 時 15 分

2. **場　所**：一般社団法人　日本電気協会　4 階　A，B 会議室（Web 会議併用）

3. **出席者**：（順不同，敬称略）

出 席 委 員：	斉藤主査(原子力規格委員会幹事/東京大学)， 阿部(原子力規格委員会委員長/東京大学)， 吉田(原子力規格委員会副委員長/日本原子力発電)， 岡本(関西電力)，山田(構造分科会幹事/中部電力)， 野元(耐震設計分科会幹事/関西電力)， 笹木(放射線管理分科会幹事/日本原子力発電)， 宮園(運転・保守分科会幹事/日本原子力発電)	(計10名)
代理出席者：	坂森(関西電力，大鋸谷安全設計分科会幹事代理)	
	土屋(東京電力 HD，山田原子燃料分科会幹事代理)	(計 2名)
欠 席 委 員：	河本(品質保証分科会幹事/北海道電力)，橘(日本電気協会)	(計 2名)
オブザーバ：	なし	(計 0名)
説　明　者：	なし	(計 0名)
事　務　局：	高柳，中山，川口，浅見，景浦，美濃，上野，山﨑，伊藤(日本電気協会)	(計 9名)

4. **配付資料**

資料No.91-1	原子力規格委員会 基本方針策定タスク 委員名簿 2026 年 9 月 14 日現在
資料No.91-2	第 90 回基本方針策定タスク議事録（案）
資料No.91-3-1	技術評価における指摘事項への対応について（案）
資料No.91-3-2	規格の記載内容の確認における AI の活用について（案）
資料No.91-3-3	活動の基本方針の改定要否確認について（案）
資料No.91-3-4-1	規約類（規約，規約細則等）の改定ポイントについて（案）
資料No.91-3-4-2	規約類（規約，規約細則等）の改定について（案）
資料No.91-3-4-3	原子力規格委員会　規約　新旧比較表
資料No.91-3-4-3-参考1	原子力規格委員会　規約（改訂履歴）
資料No.91-3-4-4	原子力規格委員会　規約細則　新旧比較表
資料No.91-3-1-2-参考2	原子力規格委員会　運営規約 細則 （改訂履歴）
資料No.91-4-1-1	第 10 回 日本電気協会 原子力規格委員会シンポジウム プログラム案
資料No.91-4-1-2	第 10 回 日本電気協会 原子力規格委員会シンポジウム 準備工程案
資料No.91-4-2	JEAC4601 技術評価実施状況について
資料No.91-4-3	「JEAC 4111-2021 原子力安全のためのマネジメントシステム規程」 2026 年度 専門コース講習会の開催について
資料No.91-4-4	2026 年度第 2 四半期各分科会活動報告

5. **議　事**

事務局より，本会にて，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び諸外国の競争法に抵触するおそれのある活動を行わないことを確認した。また，今回のタスク会議は，Web 会議併用で進めることを説明し，議事が進められた。

次回（第 92 回）基本方針策定タスクの事前説明を 2026 年 11 月 17 日(火)午後，本会議については 2026 年 12 月 16 日(水)午後を予定しており，各委員のスケジュール確保をお願いするとの話があった。

(1) 配付資料確認，定足数確認

事務局より，資料について事前送付しているとの説明があった。出席委員について，2 名の代理出席についてタスクグループ規約第 6 条に基づき主査の承認を得た。これより，出席者数は代理出席者を含めて 10 名であり，タスクグループ規約第 9 条（決議）の決議に必要な条件(委員総数の 3 分の 2(8 名)以上の出席)は満たしていることを確認した。

(2) 前回議事録の確認

事務局より，資料 No.91-2 の前回（第 90 回）議事録の紹介があり，正式議事録とすることについて，会議を通して意見がなければ承認することになった。最終的には会議終了時に特にコメントはなく正式議事録とすることで承認された。

(3) 審議事項

1) 技術評価における課題と対応について（議論）

事務局より，資料 No.91-3-1 に基づき，技術評価における指摘事項への対応について説明があった。

議論の結果，いただいたご意見を踏まえて資料の２．（１）の分類を再整理するとともに，対応者側の情報（抗弁，論点としての認識の有無等）を追加して，技術的な観点で瑕疵がなかったか，NUSC でのチェックがかからなかったようなことがなかったかを確認できるようにしたうえで，それぞれの分類に対する対応を議論できるように資料を修正することとなった。

（主なご意見・コメント）

・技術評価書案はドラフトで事実誤認の箇所もあるので，これに対する意見提出を考えている。よって，整理は最終版できちんとする必要があるが，ここで議論しないといけないのは技術評価書でいただいた指摘を共通の反省事項として他の分科会にも共有しなくてはいけないため，耐震 JEAC の特殊事情の部分と一般的に反省点として対応しなければいけない事項，技術的には正しいが（エンドースされなかったのは）何がいけなかったのかというところを仕分けしたうえで，事実ベースで共有することと考えている。

・特殊事情と思うところは２点ある。１点目は技術基準への適合について，評価書で指摘されているのは技術基準規則ではなく設置許可基準規則の解釈への適合で，これは解釈なので本来法として縛られるものではないが，上流の規制での解釈に適合していないという建付論でコメントをいただいている。そこは分科会の中ではそのために今の技術開発の潮流から乗り遅れたような議論になっているという反省もあるので，整理が必要ということと，もう１点はこの JEAC4601 の 1984 年，1987 年，1991 年と非常に古いものからのリバイスしたところに対して技術評価が行われたことである。1980 年代の JEAG は規制基準として当時の通産省からの委託で作られたものであり，それをそのまま引き継いでいるところに関して，改めて今問題提起されているというところが他の規格の様相と違うので，特殊事例として考えないといけない。

→共通的に展開できるようなものを出していくところと，ある部分，例えば適合性はそこを狙っている部分も多分にあり，そうしたものが残るのは仕方がないと思うが，もう一方で，確実に事前にチェックできるようなところもあるので，その辺を切り分けていくというところと思う。

・今後具体的な対応に落とし込むことが難しいと思うが，新知見の適用のところは今までも見てなかったわけではないので，そこをどうしていくのかというのはあると思う。

→早々には落とし込めないところがあって，工学的判断の意見の相違というのも中にはある。今後分科会でどこが適切か議論していくことになると思う。

・それをやるために技術評価を受けているという部分もあるので，そこが全部事前に解決できなくてもそれはそれでいいと思う。

・最後の表の「JEAG4601 からの改定」欄が空欄の箇所は改定（変更）がなかった箇所ということでよいか。
→この欄には最初の会合で規制庁に規格概要を説明した時に，改定点として示した内容を記載している。
・JEAG4601 からの改定の主語（主体者）は電気協会と理解した。次の二番目の技術評価書における評価の主体者は規制庁で正しいか。
→その通り。
・三番目の「対応者の受け止め」とは，電気協会，あるいは分科会からの抗弁と理解した。そのうえで４章を見てみると，（JEAG4601 から）変更がなかった箇所に規制庁からの指摘を受けているところがあるが，これは前回以降に法律の改正があって，その改正にそぐわないところに対して指摘を受けているということか。
→法改正があったわけではなく，規制側の判断が変わっていると見るべきと思っている。
・規格の改定がないのに指摘を受けていることに疑問を感じて確認した。内容は理解した。
・一番右の対応者側の受け止め，要するに抗弁のところについてはこれから埋めるのか。
→そのような内容で表を作りたいと分科会の方に協力をお願いしようと思っている。
・資料の１ページ目の法令解釈の相違に関して，電気協会，規制庁双方の解釈の仕方が違うのでぶつかるところがあっても仕方がないと思う。次の法令との相違というのは，法令に記載のないことが書いてあるということか，それとも法令と異なることが書いてあるということなのか。
→今回の指摘は後者に近いと思っている。
→条文の解釈との相違を指摘されているもので，法令との相違を指摘されているものではないという認識を持っているので，ここは再整理させていただく。
・「規制基準で未規定」は，新技術であるが故にこれは仕方がないと思う。規制庁の規定では追いついていないわけだから，これがたくさんあるのはすごくウェルカムな話で，自分たちの方が先に行っているというのは大切なことと思っている。
・根拠の網羅性，手法の適用性，過去の研究成果の適用性，根拠の論理性は電気協会としては問題である。なぜ通り抜けて承認されたのかがすごく問題だと思っている。
→理由はいくつか考えられるが，１つは過去の JEAG から変わっていないものについて，その根拠まで追いきれなかった，説明しきれなかったということがある。
・情報が古くて根拠の説明ができていない，過去からの知見を正しいと思ってそのまま載せているが規制庁側はそれでは足りないと言っている，というものは仕方がないと思うが，論拠が薄いとか，座屈の評価の方法とか，チェックがかからなかったことへの反省もある。
→座屈の話は弾塑性座屈の許容限界について実験を元に設定しているが，そういう許容限界の設定を認めないという見解であった。ここは実験に基づいて破損限界に対して余裕を持った規定としているが，塑性を見込むような規定になっていることが設置許可基準規則解釈の要求を満足しないとして否定されているというのが今の状況である。
・普通は弾性解析の範囲内で終わらせるのを弾塑性解析まで持っていくというのは高温プラントでよくある話で，耐震設計の場合に塑性変形を許容するかということで，耐震 JEAC では許容しているのを規制庁は許容しないということと理解したが，一般的な耐震設計ではどうなのか。
→一般的な耐震設計として，他の産業でも塑性の低減係数を入れている形になっているのは，建築学会の基準でも使われているもので，その考え方を導入して規定を作ったという経緯である。
・要は，これは新技術に該当するということか。
→そう思っているが規制庁側では新技術という整理はしていない。そういうものがたくさんある。
→この座屈の事例は，今は法令解釈の相違に分類している。
→そもそも座屈までの変形は（規制庁は）認めていない。
・審議プロセスの中でチェックがかかるべきものが拾い切れてなかったが故にここで明らかになったというものがあれば，これは由々しき問題と考えている。法令解釈の相違は技術評価をやらないとわからないが，規制庁に規格作成時に意見をいただくという体制はできつつあるので，今後は改善されるものと思う。しかし，規制庁に指摘を受けるはずもないようなもの，当然気付いているべきものであったにも関わらず，気付かず通してしまったが故に発覚したものがもしあるの

であればこれが一番たちが悪いので，そういうものがなかったかが知りたい。当事者的にはそんなものはないと考えているとはと思うが。
→明らかに技術的に瑕疵があったものを通してしまったということがあったとは思っていないが，それは個別にしっかりと分析しないといけないと思っている。
・資料の添付資料－1 にある表の判断（規制側の評価結果）だけでなく，実状も把握したうえでないと正しく評価ができないと思っており，分科会からの抗弁も情報としてあるべきなので，この最後の表(添付資料－2)というのはきちんと作成するようお願いしたい。結果として，審議のプロセスで見逃しがあったのであれば，そこは明らかにしてもらいたい。それをしないと NUSC の審議として何が悪かったのかという反省にならない。しっかりと反省するために，分科会，NUSC それぞれにおいて見つけきれなかったものがどういうものか理解したい。そのための客観的な材料として用意をしていただきたい。技術的根拠とか網羅性とかは，ここに書いてある字面だけ見ると疑問に思うものがいくつもあるので，しっかりと抗弁していただきたいと思っている。
・根拠の網羅性の例で，座屈の評価を内圧で行ったものは，根拠の適切性に分類されると思う。また，大分類の①で，普通の技術評価の場合は性能規定化されている技術基準規則に対応する仕様規定をエンドースするというパターンだが，耐震 JEAC の場合は上流側の設置許可基準規則の適合性も見られている。設置許可基準規則でエンドースされている規格は基本ないので，これは法令要求の解釈の違いという整理でいいと思う。設置許可の領域の話と，技術基準規則の話の線引きをしっかり分けた方がいいというのが 1 つと，過去の研究成果の適用性について，9 月の NRA と CNO の意見交換会での技術評価の話の中で，山中委員長が話されていた PTS 評価の技術評価の取りまとめの委員だった時の話と過去の知見の使用可否の話は多分それに通じる話と思う。
→もう終わったと思うが，今規制研究を実施している。
・1980 年代の耐震 JEAG はデファクトスタンダードだったので，これは機械学会の設計・建設規格とか材料規格と告示 501 号の関係と同じ話だと思っている。昔のデファクトの耐震 JEAG から変えていないが，説明責任は規格策定側にあるというのはそう思うが，そこの大元までたどって昔の耐震 JEAG の中身についてこういう理由で正しいということを示すのは結構難しいと思う。
・その点は同じように気になっていて，ここに指摘されているものは今回新しく入ってきたものばかりではないということで，前回はそのまま通っていたのに，今回指摘されている。
→JEAC4601 は技術評価をされたことがない。何十年かデファクトとなっていたもので当時は通産省が入った体制で作っていたということ。
・規制庁の判断に対して，分科会がどう抗弁するのかというのはしっかり分析したいし，そこでこぼれ落ちてくるものが必ずあって，そこに NUSC として気付きがなかったのかというのも気になっている。だからきちんとした抗弁をしていただきたい。
→技術的な瑕疵の有無が明らかになるよう整理したい。
・新技術や法令の解釈の相違について，そういった論点があると認識して出したのかどうかが大きいと思っている。想定外でそれは新技術なのかとか言われるとか。
→判断に悩まれるかもと思いながら出しているという事実はある。実験の結果を積み重ねているが，実際に審査の場では使われていないということがある。それは事業者の判断による。
・その点もわかるように整理していただきたい。もう 1 点，仕様規定になってないということについて，原子力学会の標準でもそうであるが，規格の性質によってやりにくいものとやりやすいものがある。今回はそういう意味では仕様規定にしにくかったということと思っている。
→土木関係の規定がこの指摘を受けているが，元々の発想として，建築基準法等の建物側の規定もあるので，やりやすいようにした方がいいかというところであるが，そこは分科会でも検討会でももう少し仕様規定に寄せるようにやるべきだったという反省はあった。
・それは仕様規定にしようと思えばできたということになるのか。
→整理しないといけないが，仕様規定化について議論しているところである。
・仕様規定にしてしまうとすごく使いにくくなってしまうというケースも多々あると思っている。
→そこはしっかりと実務者の意見を聞いてやらないといけないと思っている。
・必ずしも規制庁に寄せていく必要はなく，粛々と客観的な事実，根拠を積み重ねて規格として作っていく，その姿勢が大事である。規制庁が言っているから，そこをゴールにして基準を作り上げるというのは健全な論理構成ではないので，注意しなければいけないと思っている。当事者，

現場の立場からするとそうは言っていられないというところもあると思うが，そう見えるのは良くない。我々の立場は，あくまでも客観的事実を粛々と積み上げた結果として規格を作るという姿勢だと思う。今回も，結果的にこういう部分的にいろんなコメントが出てきているので，そういうものに対して客観的な事実を積み上げてどうなのかということを分析しないといけない。

・P1 の一番下の表に規制庁の指摘に応じた分類が書かれているが，電気協会としては規制庁からこういう内容に対して言われた内容をまず押さえる必要がある。技術評価を目指すのであれば，規制庁からこういうことを言われないために，こういうような規格を作らないといけない，というものがあって，初めて他の分科会に技術評価を目指すならそういうことに気を付けるようにというように展開できると思っている。それを技術評価の前にしっかりチェックすることができるような，電気協会側でしなければいけないことがわかるものを作ってもらわないと展開できない。

・規格作成側の視点ではなく，規制庁側から見て仕様規定になっていないといけないことを具体的に示す必要がある。耐震 JEAC の時はこういう規定については仕様規定になっていないと指摘されたので気を付けてほしいと，電気協会として今回の技術評価を総括して今後の規格作りに活かすのであれば，こうしてくださいと言ってあげないとわからないので，そう対応してほしい。

・「仕様規定になっていない」とは，性能規定過ぎて仕様規定ではないと言っているのか，仕様規定と言うには情報が不足し過ぎていると言っているのか，どちらの観点から言われているかによって対応が全然変わってくるような気もしている。

→仕様規定を本文ではなく解説に書いているところが 3 章ではかなりあって，そういうところに対して言われていると思っている。具体的なプラクティスに関する部分は，代替の手段があり得るから，それを縛りたくないという思いで本文ではなく解説にこういうことであれば使えるということで書いているが，それは本来本文に書かれるべき内容というような指摘を受けている。

・附属書とかは解説に回してしまいがちになる。

→附属書も規定と解説の両方の色分けを一応作って，規定の方は本文扱いということにしている。

・解説側に，仕様規定であるかのように見える情報が書かれているということと思うが，もしそうであれば，それは NUSC でチェックがかからないとおかしい話のように思う。

→NRA からはその点を指摘されている。

・（要求事項が）解説に書いてあるというのは作りとしては良くないかもしれないが，マンダトリーにするとそれ以外が選べなくなるからということであれば，もう少し規格としての書きよう，工夫のしようはあると思う。

→本文に，取りうる手段の一つとしてこれを記載していると明示する方法はあったと思う。

・別の視点の話になるが，次の改定の時には JEAC4601 を分冊化した方がいいような気がしている。特に土木は耐震設計の土木編を作って切り分けた方がもっと簡単に進んだかもしれない。

→現 JEAC は１，２章が共通編，３章建築，４章機器・配管系，５章土木という構成なので，３，４，５章を分冊化するというのは利便性の面からも検討に値する。

・JEAC4601(1)とか 4601(2)とかにして分冊化できるといいと思うので，これは事務局の方に少しこれから考えていただくようなことになるかもしれない。

・対策とか決まってない中で意見するのはまだ早いかもしれないが，各分科会の規程の改定作業は止めることなく進めていくものと思っている。ただし，今後発刊するまでの間に必ず今回定めたチェックや抜けがないような電気協会としての何かしらの手順を必ず入れて発刊していくという認識でよいか。

→基本方針策定タスクの中で，知見を各分科会の幹事さんを含めて共有し，電気協会で明文化するとなるとそれなりに時間がかかってしまい，間に合わないものもたくさん出てくるので，こういう場で共有された意見を，それぞれの幹事の方々が咀嚼をして自分たちの新しい規格に対して反映させていくという，まずそこから始めたいと思っている。

→承知した。

・今回の資料を見て，これをこの後文書化するのは難しいと思っているので，それなりにしっかり腰を据えてやらないといけないことになる。具体的に JEAC4201 とか JEAC4206 とか，技術評価を再来年度にやりたいと思っている規格があって，それに向けて最終判断する時期にだんだん近づいてきていることもあって，おっしゃるような問題がまさに出てきているが，これは幹事が分科会に持ち帰ってくれると思っている。

→各分科会幹事がしっかりと本件を受け止めて，分科会での検討に当たるということで承知した。
・できることなら，規制庁に入っていただいている分科会であれば，技術評価でこういう指摘をいただいているが，何か気付きがあればご教示いただきたいみたいなことを言ったらいいと思う。
→承知した。
・これをどうやって電気協会の中で水平展開していくか，その方向性を考えておかないといけない。例えば各分類に対して電気協会としてどういうアクションを取っていけばいいのかという，アブストラクトな全体はタスクの中でまとめられる気がする。だから，例えば仕様規定になっていないというところを取り上げても，多分ケース 1，ケース 2 みたいな感じでいくつか出てくると思うが，そういうものをまとめられないか。
資料の表の最初の①は規制庁の意見との関係になり，技術評価をやってみてからとか，規制庁から意見をいただかないとわからないところでもあるので，電気協会としてできることはあまりないような気がしている。でも我々は新しい技術を取り入れて原子力を進めていきたい，改善していきたいと思っているから，①の 3 番目というのは今後増えてくるはずである。②は危険性がすごく高く，電気協会としてかなりシビアに考えていかなければならないことと思っている。
③の例えば仕様規定のところも，本来規定の中に入るべきものが解説に入っているということなのであれば，本当にこれは NUSC の責任になってしまうということで，もしかしたら NUSC の意見により解説に入れたものが逆にひっくり返って指摘されているという可能性は十分あると思う。そうであれば，NUSC と分科会の権力構造により結果として悪い規定が作られたということになるから，それは大きな反省点であるべきものとなる。だから，そこをどのように各分科会と NUSC の間での関係として整理をしていって，より良い規格を作っていくような努力ができるのかというのを，これの右側にもう 1 個カラムを作って書いてほしい。
そういうふうなものが例えば暫定版みたいな形で出てきたとしても，暫定版はどんどん変えていけばよくて，速やかな水平展開には繋がっていくということと思っている。
・今回だけではなくて，これからずっと技術評価を受けていくわけなので，その度に更新していかないといけないということと思っている。
・最後の表の中で分科会からの抗弁が入ってくると，この意見についてはこれはもう完全に意見の相違であって仕方がないと判断されるものも出てくるし，これは規制庁が言っていることは正しくて，根拠の積み上げが十分ではなかったというように反省点としてフィードバックできるものもあると思う。そういう整理されてくれば，どんどん情報がアップデートされていくと思う。
・資料の表について，①で基準との解釈の相違と，新技術に分類しているところがあるが，ここは各々の認識が明らかに変わってくる話と思っている。我々が新技術だと思って提案しているけれども，技術評価書の中ではそれは規制基準の解釈に合致しないということで認められないというものがかなり出てくると思っている。そう考えるとここを分けることがあまり建設的な議論にならないという気がしているので，①は大くくりで書いてしまった方がいいような気がしている。
→そこは精査していただきたい。むしろ我々としては，せっかく新技術を取り込んだ規格を作ったのに認められなかったと意見したいところではあるので，それは返すようにしたい。
・分科会内では納得しておられない方の声もある。
→こちらの意見を聞いてもらえる場はあるのか。行政面談するわけにもいかないと思うが。
・次の今週の金曜日の公開会合が最後になるので，電気協会として分科会としての見解を文書で出すという話も出た。
・電気協会として面談することは可能なのか。
→面談はできると思うが，その面談の目的によると思われる。
・公式に意思表示ができるのは意見公募に入ってからになるが，意見公募で意見を出したとしてもそれが採用されるかどうかは不明である。
・電気協会が直接会合（面談）を開く手段がない。
→電気協会は技術評価対象規格を説明するという立場でしかないので，例えば ATENA からの要望として言ってもらい，そこにオブザーバで同席するといった対応になると思われる。
・少なくとも免震装置のようなものは新技術で原子力の安全に寄与するものだから入れたいという話はしたが，免震装置は弾性範囲で設計するという大元の基準規則に合わないから技術評価の対象にはならないと判断されている。それではいつまでたっても新技術の導入ができないので別の

場を設けるということは，公開会合の場で言ってくれているので，多分今回の技術評価の報告が原子力規制委員会に上がった時に，免震装置は別の場で検討したいと思うと言ってくれると思っている。それで原子力規制委員会が了承すれば，その別の場が適用されていくという流れになると思っている。公開会合で言っている話なので，きっとやってくれると思っている。
・今回で何か決まったというわけではないので，事務局は今回の意見を踏まえて，次回までにまた情報をまとめ，特に分科会とコミュニケーションをとって資料を作り込んでいただきたい。

2) 規格の記載内容の確認における AI の活用について（議論）

事務局より，資料 No.91-3-2 に基づき，前回タスクで説明した取組内容（機械学会制作の校正ツールの導入と法令審査にかかる調査）の進捗と試用目的で供与いただいた校正ツールについて説明があった。

議論の結果，現取組を継続することとした。また，校正ツールは各分科会で試用いただき，動作を確認することとした。

（主なご意見・コメント）
・法令審査の部分に関しては，やろうと思えば法令，解釈，基準や審査会合の議事録等の情報は全部出ているので，それを使って規制側の見方を照会できるチャットボットのようなものを作れると思う。いろいろな会社でバーチャルの社長を作って，社長に上げる前にチェックするなどやられているので，それに近いことはできるはずである。ただ，やるのは結構大変なので，どこまでやるかというのもあると思う。一部会社で入れているような Copilot とかでやっているケースもあると思うのでそういった良好事例がもし分科会の方から出てくれば，そこは＋αでそういった情報を集めていくのもいいと思う。
また，事務方の例で，いろいろあるルールを全部覚えさせたチャットボットであれば結構簡単に作れるので，チャットボットで聞いて，その答えが返ってくるというレベルまでであれば結構早く作れると思う。
そこから先の適合性とかの判断とかまで入ってくるとかなり作り込む必要があると思うし，費用もかかってくると思うので，段階的に進めていくのがいいと思っている。
・本件も引き続きの案件になるので，検討を進めて，次回また報告していただきたい。校正ツールについては試用してみてよかったら使っていくことになるもので，これはタスクの判断でやれると思うので，予算次第ではあるが進めていただきたい。

3) 活動の基本方針の改定要否の確認について（議論）

事務局より，資料 No.91-3-3，資料 No.91-3-4-2 に基づき，6 月に発出された 3 学協会ステートメントの内容も考慮した今年度の活動の基本方針の改定要否の確認及び現時点で改定を考えている箇所の改定案について説明があった。

議論の結果，3 学協会ステートメントの内容（3．学協会規格策定活動の課題および対応の(1)安全性向上とイノベーション促進）を，５．１の前文に反映することとし，文案を三役でご相談いただくこととなった。また，その改定案について次回議論することとなった。

（主なご意見・コメント：ステートメントにかかる改定）
・事務局でステートメントと活動の基本方針を照らし合わせてみて，案をまず作っていただきたい。
・（改定要否の）チェックのための情報として，ステートメントにあって基本方針に書かれていないのはこの内容なので，これをこう書いたらどうかというのを示してほしい。
・3 学協会協議会の方の対応で，今協議会事務局がアンケート用紙を作って回していたと思う。
→アンケートの結果がまとまり次第追加情報として提示する。
・このアンケートの次に，ステートメントとの比較で，活動の基本方針の記載を充実させた方がよい，という議論はできると思う。ステートメントの話が今の活動の基本方針で多少なりとも触れられているのであれば，まずはそれでいいようにも思う。突き詰め過ぎると 3 学協会が全て同じ活動方

針になってしまうので，電気協会の信念，ポリシーを大事にしたい。今書いてないことは書かないといけないとは思うが，まずはそこからと思う。
・資料の２．に(1)～(4)まで項目が書かれているが，これがステートメントにあって，電気協会の活動の基本方針の中には入っていないものということか。
→活動の基本方針に書かれていないものということではなく，ステートメントの 3. の学協会規格策定活動の課題及び対応に，この 4 つが挙げられているということを示している。
・電気協会の立場で見ると明確にしたいところがいくつかある。例えば(1)の安全性向上とイノベーションの促進とはどういうことだと考えればいいのか。新技術の積極的な規格への取り込みか。
→このステートメントの例だと IRIDM やオンラインメンテナンスとかが出ている。
・この項の最後に「新技術，イノベーションの導入を促進する規格基準類」とあるが，どういう規格基準がイノベーションの導入を促進するのかが不明確。イノベーションが既にあって，技術として確立しているので，それを規格に取り込むことでイノベーションされたものの使用を広めることはできるが，イノベーションを促進することに規格が役に立っているということになるのか。
→ここはイノベーションを促進するではなくて，イノベーションの「導入」を促進するとなっている。
・イノベーションされたものを規格に積極的に取り込んで，各電力会社が使えば導入を促進したことになるという意味で考えれば，（耐震設計の）免震とか SG の渦電流探傷試験で試験装置（プローブ）がもうなくなるので新しい型式を入れることもこれに該当すると思う。
・試験のやり方を変える等，過去の知見を踏まえてやり方を変えていくのもイノベーションだと思う。
・(1)はそういう意味でイノベーション促進に貢献はしているということと理解した。
・(2)の規格基準類策定のコーディネーションについても何を指すのかが不明確。
→今日議論していることは全部これにあたると思う。AI 活用も技術評価での課題を他の分科会に展開するというのもそうだと思う。
・これは電気協会だけでというわけではなくて，3 学協会が協調してやっていく話だと思う。
・各協会間のコミュニケーション（６．２および６．３）に近いものと思う。
・(3)のステークホルダー間のコミュニケーションは当たり前のようにやっているし，(4)の人材確保も若手の技術者の方にどんどん入っていただいているのでできていると思う。
・規格策定の基本方針という文章から考えると，メインになるのは(1)と思う。人材育成とか確保とかはどちらかというと，電気協会全体としてというより活動全体としての話と思う。
・安全を守るために規格を作りますということは書いてあるが，その活動の一環として新技術の導入を促進するという表現はないと思う。各分科会で書くと変な話になるので，冠のところでどう言うかだが，そういう活動をするというよりは，新技術の導入というのは結果としてついてくるものであるということであれば，電気協会としてはその前段の決意表明をしているところに入っていた方がいいと思っている。５．１の冒頭のところで福島第一云々という言葉だけではなくこれに加える形で入れる。この「また」のところの一文が変なので文案を考えて三役で相談させていただくこととしたい。忘れ防止で依頼文書と編集用のテキストファイルの送付をお願いしたい。

（主なご意見・コメント：規約に関連する改定）
・規格作成手引きの文章を基本方針に入れ込んだ場合，手引きの方はどうなるのか。
→活動の基本方針に反映した場合は手引きの方はこの項を削除することを考えている。
・若干観点が違うのでそうしてしまっていいのかという気もしないでもない。
→事務局としては活動の基本方針に入れる方がよいと考えている。

4) 規約類の改定について（議論）

事務局より，資料 No.91-3-4-2 に基づき，現時点で規約，規約細則及び規格作成手引きで改定を考えている条項の改定案について説明があった。

本件は既に内容がまとまっているため，次回のタスクで改定案について審議していただくこととなった。

（主なご意見・コメント）
・この件は今後どのように進めていくのか。

→現段階ですぐに改定したいというものではないので，早々に改定が必要という案件が出てきた時に今回説明したものも含めてまとめて改定することを考えている。
・ここまでで進んでいるのであれば改定してもいいと思う。
・進め方について，改定したい時に審議してもらえばよく，改定しなくてもいい時期にただこんな改定を考えているという説明だけであれば，そこまで丁寧に対応しなくてもよいと思う。本当に改定するタイミングで，こういう趣旨で改定したいと説明して審議してもらうことでいいと思っている。
・一般的に規定には定期的に改定の時期が設定されており，それに合わせて改定していくのが通常で，細かくその都度対応しなくても，運用等で問題がないものであれば定期改定で対応すればよい。

(4) 報告事項

1) 第 10 回原子力規格委員会シンポジウムの進捗状況について

事務局より，資料 No.91-4-1-1 及び資料 No.91-4-1-2 に基づき，第 10 回原子力規格委員会シンポジウムのプログラムの変更箇所と今後の予定（参加申込受付の Web 開設時期等）について説明があった。

（コメントなし）

2) 技術評価対応状況報告（JEAC4601）

事務局より，資料 No.91-4-2 に基づき，原子力発電所耐震設計技術規程（JEAC4601）の技術評価の対応状況について報告があった。資料について，今回追加した指摘事項のリストについては，内容が不確定，不正確なところがあるため NUSC 資料では削除することとなった。

（主なご意見・コメント）
・（指摘事項のリストについて）規制庁に意見を出して書き換えられる部分も入っているので，今の断面だと内容が少し不正確と思う。現時点の技術評価書は全ての項目の評価が入ったものではなく，評価がされている項目も意見を出しているものは内容が見直される可能性がある。
・技術評価の最後になると思われる会合が金曜日（9/18）にあり，NUSC は水曜日（9/16）にあってそこに規制庁も出席する。先日の 3 学協会協議会の時に，NRA に議長より「土木の部分は対象外になっているのはどういうことか？」との質問があり，NRA は「今の規格は，その引用規格の名前だけ書いてあるだけで，その規格の何をエンドースするのかわからないので，そういう意味で技術評価の対象外としている」という回答があった。その後に議長から電気協会の見解を聞かれたので，「土木関係にはいろいろな規格があって，仕事はそれらを引用しながら進める必要があるが，エンドースのためにそれを具体的に全て JEAC に書くと内容が膨大になって使いにくいこともあるので，ユーザーが使いやすいような規格にするということで，今の形の規格としている。この形が技術評価にはそぐわないというのは理解しているので，今後どういう形にするのか考えていく。」といった説明をして理解していただいているので，現時点でそれ以上のことは説明できないと思う。
・分析や評価については，最初の議題（技術評価における課題と対応）とセットでこれから議論したうえで NUSC に上げていくということでよいと考える。

3) JEAC4111 実務コース講習会の開催状況，専門コース講習会の実施および技術資料の掲載について

事務局より，資料 No.91-4-3 に基づき，JEAC4111 実務コース講習会の開催状況，専門コース講習会の実施および技術資料の掲載について報告があった。

（主なご意見・コメント）
・表の右の技術情報の欄には何が書いてあるのか。
→規格策定時の留意する情報，例えば，実効性の維持では，ここの条文だけではなく他に関連のある条文が多数あるので，参照する項目を記載している。
・言葉の定義が違うという問題があったと思うが，それはここに書いてあるのか。

→言葉の定義に関しては用語の定義のところに ISO との対比などが書いてある。言葉を品管規則に合わせてしまうと， JEAC4111 は事業者だけではなくて協力企業も使用するので，協力企業は一般的に ISO の認証獲得がされており，誤解や混乱を与えるリスクがある。ISO 体系でというようなところがあるので，そこの部分をご理解いただければ納得いただけると考えている。
・そのことはここに書いてあるのか。
→規格の技術資料であり，規格を取り巻く話であることから，明確な記載はない。
→書いてあった方がいいのではないか。
→新技術などの新規参入者は，品管規則に合った言葉を使っていないと参入できないとなると，新しい技術の導入を阻むことになりかねない。
・そういうことがあるので書いてあるのかということを聞いている。本質のところは理解しており，電気協会からの抗弁としての意見表明というのが明確になされているのかという質問である。
→報告書の方には記載されている。技術資料は品管規則と規格の対照を明確にするものと考えている。
・技術資料で見て， ISO で何かを売りたいと思っている人が JEAC4111 に合っているということでそれで出す。一方品管規則では不整合と言われたらここに戻ってくるので，品管規則と JEAC4111 の言葉の定義が異なっていることがしっかりとこの対応関係に書かれていないといけない。
→そこは書かれている。
・専門コース講習会の案内の P2 に実務コース，専門コースとワークショップの説明の表があり，実務コースでは，原子力発電所で運転業務や保守業務に携わる人に基礎的なことを勉強してほしいということが書いてあって，そうであれば誰でも受けていいものだと思えるが，専門コースは，基礎的なことがわかっている人で，例えばその品質保証業務に携わる人とか，監査の監査員として働く人に対して教育すると言うと，そういう人にこれを受けさせようと思ってくれるので，こういう業務に携わる人には受けてほしいということをここに書いたらどうか。
→受講者をその業務に限定しないというところもあった。
・対象者を明確にすることで，受講させる動機付けになり受講者が増えると考える。今の資料では専門コースは対象者が誰なのかが明確に書かれていない。
→JEAC4111 実務コースを受講いただき，修了していることを条件にしている。
・修了証が品証業務や監査業務ができるという証拠になるので，受講の動機付けになり，受講者も増えると考える。このコースは会社で上司から指示されて受講すると考えるが，このコースの価値がわからない人が読んでも，受講の動機付けができるように書かれていないと魅力が伝わらない。投資する側の立場に立って，投資の効果があるということがわかるように書くべきで，実務コースの方はこういう業務をやっている方を対象とすると書いてあるからそれがわかるが，実務コース受講者が，その後専門コースを希望した時に，上司が価値を理解し判断できるようにするべきである。それから実務コースは対象者が先に記載され，次に内容の記載があり理解しやすいが，専門コースは逆になっているので，対象者を先に述べる記載にした方が良い。投資する人に魅力が伝わるように修正すること。
→承知した。

4） 2026 年度第 2 四半期各分科会活動報告

各分科会幹事より，資料 No.91-4-4 に基づき，2026 年度第 2 四半期各分科会活動について報告があった。

（主なご意見・コメント）
・放射線管理分科会の報告で，分科会の開催が「第 2 四半期における開催実績なし」と書いてあるが，2026 年度の年間の活動がわかるようになっているとよい。実際 6/15 に分科会が開催されていると思うので，その記載は残して新しい情報を書き足した方がよい。それで 3 月期（第 4 四半期）になったら 1 年間の実績が見える。多分他の分科会も同じような書き方になっていると思う。今回はこのままでよいので，次回以降，年間の活動に最後積分したら年間の活動が出てくるように作っていただきたい。

・運転・保守分科会の報告で，一番下に書いてある，JEAG4803 の廃止の技術資料制定について，可決ということで制定することだけ決まって，まだ制定はしていないのか，それともう制定はされていてあとはインターネットに掲載するだけという状態なのか。
→事務局で確認する。（技術資料は NUSC の HP に掲載済み（6/30 付）であることを確認）

5) その他

その他の報告事項として，中部電力の地震動評価問題の電気協会としての対応について，阿部委員長よりご説明と資料（オピニオンペーパー）作成の依頼があった。

（ご説明および議事の内容）
・JEAC4601 と中電調査報告書の内容がどういう関係になっているのかを整理をしておいて，オピニオンペーパーにまとめられるとよいと思っている。
・基準地震動の策定の方法は各社に任されていて，出てきた基準地震動（規制庁から認められるもの）を使って耐震設計をするというのが JEAC4601 である，という整理，理解は正しいか。
→JEAC4601 に関してはその通り。基準地震動を作る過程については JEAG4601 で規定している。
・JEAC4601 と JEAG4601 の関係性をしっかりと整理をしたうえで，今回の中電の不適切な事例との関係を整理して，JEAC，JEAG それぞれには原因がないのかもしれないが，技術評価対応終了後に簡単な図にまとめて，どこが不適切な利用にかかるところであったのかを原因分析したい。
・場合によっては電気協会の外の第三者から問われる可能性もあるので，そこに向けての対応になるのでご協力をお願いしたい。明後日の NUSC でそういう整理をお願いしており，いずれ電気協会としてのオピニオンペーパーとしてまとめるということまで踏み込んで話をしようと思っている。
→事実関係だけで補足すると，JEAG4601 の中では基準地震動の策定方針を決めている。その中には，いくつか複数のやり方をやってそれを総合して決めなさいということが書かれている。そのうちの１つに断層モデルによる策定方法というのがあり，そのプロセスで今回の不適切事案が起こったということになっている。今回の手順の中で，統計的グリーン関数法というやり方を用いて，断層モデルによる評価を行うということが JEAG の中にも書かれている。そのやり方で複数の波を作って，その中で乱数を与えて，いくつかのやり方を出しており，もともと理論的に求められているものからかけ離れたものを除外するという意味合いがあるが，いくつも波を作って適切なものを選ぶところで恣意的なことをやったのではないかというのが今回の不適切事案ということである。
・それがこの調査報告書の中で詳細に書かれていると思うので，そこを分析していただいて，どこが原因だったのかというのを見ていただいて，電気協会の規格として，そこに対して何がしかの責任があったのかというところまで分析したい。
・このオピニオンペーパーは誰が読むのかということをきちんと理解していただきたい。資料をホームページ上に出す程度の対応を考えているが，一般の人が読むことになるため，読む人にとって分かりやすいように作り込んでいただく必要がある。いろいろと相談していただいて，絵なども使って説明をしてもらって，一般の方々にもわかるようなペーパーとしてもらえたらと思っている。
・一方で，いくつかの方法を使ってという厳密性もある程度は必要なので，難しいことも話す必要がある。難しいことを易しく話すというのはとても難しいと思っているが，電気協会の規約の中にも謳われているので，そのように作りたいと思っている。
→前提のところで説明が不足していたが，JEAG の中では複数作りなさいとか，そういうことは全く書いておらず，書かれていることは統計的グリーン関数法，経験的グリーン関数法でやることだけである。複数作ってどう選ぶのかというところはなく，その選ぶ手順について，今日原子力規制委員会の方で ATENA がガイドライン作るという意見表明をしている状態なので，そこと JEAG の立ち位置がどういう関係になるのかというところを含めた話になったと思っている。
・ではそのような方向で結構なので整理していただきたい。
→この件については次回のタスクぐらいに議論できるように考えたい。
・宿題を 今２つ（技術評価の件とこのペーパーの件）出した状態なのでちょっと大変だと思っているが，ATENA がそのガイドラインを作ると言っているのであれば，そのガイドラインよりも先にオピニオンペーパーを出す必要があるので，あまり時間はないと思っている。

→ガイドラインの作成は 2026 年度内にはということを言っているので，12 月のタスクの時にというのは競合するスケジューリングではないかと考える。
・オピニオンペーパーは図面込みで 3 ページとか，せいぜいそのようなものでよい。事実関係をしっかり整理をしたうえで，どう考えるかというのは，その先少しこの場で議論しなくてはいけないと考えている。
・JEAG はここまで決めているという絵を描いて，今回起こったのはここの問題だと示す。一方で，何個やるかというやり方は今 ATENA ガイドで決めようとしているということであればそう書いてくれたらいい。
・JEAG4601 の規定がなぜここまでだったか（なぜ決め方を書かなかった，決めなかったのか）を書くことはできるか。
→そこは各設計者に任せているという思想になっていたと思われる。
・なぜ入ってないのかというところはやっぱり書いた方がいいという気がする。
・何を設計するために使う地震動なのかによっても変わってくるところはあるのか。
→設計対象は，地震動を決める段階ではあまり考えないと思っている。どういう建物の固有振動数がここにあるということを念頭に置きつつ作るので，そこをしっかりターゲットにして，しっかりとした波ができるかというのは必要であるが，その他は，実際に断層がどうであり，そこの破壊がどうであるということを決めていくので，施設に対する配慮というのは入らないということになる。
・要は場所によってだいぶ違ってくるので決められないということか。
→個別にそれぞれの地盤条件に応じて計算していくという，やり方を書いてあるということである。
・（対応を）急がないといけないから，ATENA は今業界のルールを作ろうとしていて，それを学協会に持ち込んで規格化してほしいというのは言ってくるかもしれない。
→ATENA の意向は不明だが，おそらく JEAC で決めてほしいとは思っていないのではないかと思っている。いくつの波を作っていくつ出すとかいうのは一律に決める話ではなく，工学的判断をするためにそれぞれの設計者の中でしっかりと適切なものを選んでいくということで，その手順はそれぞれの事業者の設計者のものなので ATENA で決めようとしていると考える。JEAC の方は，技術的な妥当性に基づいてやりなさいという話になっている。
・そこが問題になっているわけではないとはっきり言わないといけない。
→JEAC では決めてなく，決めていないことが規格として瑕疵があるという議論にはなっていない。
・JEAC の規定に何も瑕疵はなく，NRA もそこを問題にしているわけではないということか。
→今日の議論を聞いたが，そこが問題視されているわけではない。

以　上